

第3次行方市男女共同参画基本計画

(平成30年度～平成34年度)

笑顔で 住み続けたいまち、行方



「笑顔で住みたいまち、行方」をめざして



男女共同参画社会とは、男女がお互いの人権を尊重して個性と能力を発揮できる社会のことです。本市では、この社会づくりのために、平成 20 年に行方市男女共同参画推進計画を策定し各種施策を推進してきました。これらの取り組みにより、「暮らしやすい環境づくり」の一つとして理解され、市民の意識も着実に向上してきております。

現在、女性活躍の推進や働き方改革など、国をあげて新たな課題解決のための取り組みが求められております。本市の「暮らしやすさ」をさらに向上させる面からも積極的に推進していきたいと考えております。

また、本市では、平成 27 年度策定の「総合戦略書」に沿って、市民協働にて元気な行方市づくりに積極的に取り組んでいるところです。ここにおいても、男女共同参画や女性活躍の視点は欠かせないものとなっております。

このようなことを踏まえて、女性活躍を含めた男女共同参画社会のさらなる向上を目指して、「第 3 次行方市男女共同参画基本計画」を策定しました。本計画による取り組みを推進することにより、総合戦略書の目標である「笑顔で住みたいまち、行方」の実現に近づくものと考えております。

本計画の推進には、市民、事業者及び関係団体の皆さまと連携し協働することが何よりも重要となります。引き続きご理解をいただきながら「笑顔で住みたいまち、行方」の実現に向けて取り組んでいきましょう。

平成 30 年 3 月

行方市長 鈴木 周也

目次		
第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画の趣旨、取組みの経過	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
第2章	行方市の現状と課題	3
1	現状	3
2	課題	10
第3章	基本方針	12
1	基本理念	12
2	基本目標	13
3	計画の体系	15
	基本目標1 男女共同参画社会の現実を目指した意識づくり	17
1	正しい理解と意識改革	17
2	推進するための教育と学習の充実	19
	基本目標2 すべての人が自分らしく活動できる社会づくり	21
1	働く場における女性参画の支援(女性活躍推進法に関連)	21
2	ワークライフバランスの推進(女性活躍推進法に関連)	22
3	男女が共に参画する地域活動の推進	24
4	政策方針決定への参画(女性活躍推進法に関連)	25
5	女性のエンパワーメントの促進(女性活躍推進法に関連)	26
	基本目標3 すべての人が健やかに安心できる環境づくり	28
1	生涯を通しての健康保持と推進	28
2	暴力の根絶	29
3	様々な課題を抱える方への支援	30
	基本目標4 男女共同参画社会の実現のためのしくみづくり	31
1	市民と協働による推進体制の充実	31
2	他団体との協働における推進体制の充実	31
3	市役所内の推進体制の充実	32
第4章	実施計画(事業)	別冊
第5章	計画の推進と進行管理	35
1	計画の推進体制	35
その他	参考資料	36

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨、取組み経過

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法によると「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定められています。行方市では、市における地域課題を踏まえて、この男女共同参画社会の構築が市の活性化には必要であるとの認識により取り組みを進めることとし、「男女が性差にとらわれず暮らしやすい社会づくりを目指す」とします。

この社会づくりの背景には、日本国憲法での「平等、人権の尊重」の理念があります。これを踏まえて、昭和60年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）」、平成11年に「男女共同参画社会基本法」、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が公布され、これに基づいた制度が整備されています。

本市の「男女が性差にとらわれず暮らしやすい社会づくり」を目指しての取り組みは、平成20年3月に行方市男女共同参画推進計画を策定してから計画的に進めてきています。一定の成果が表れてきていますが、取り組みが不十分で目標に達しない面も多くあります。

また、現代社会の課題としては、少子高齢化の進展により労働力低下が懸念されています。さらに、人口減少から、2040年には、全国1,800自治体のうち半数の団体に消滅可能性があるとして日本創成会議から報告されたように地域の存続も危ぶまれるという状況にあります。さらに、社会問題の一つとして、配偶者からの暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）などの被害や児童・高齢者に対する虐待などが増加し、いわゆる弱者の人権侵害が深刻化していることがあります。

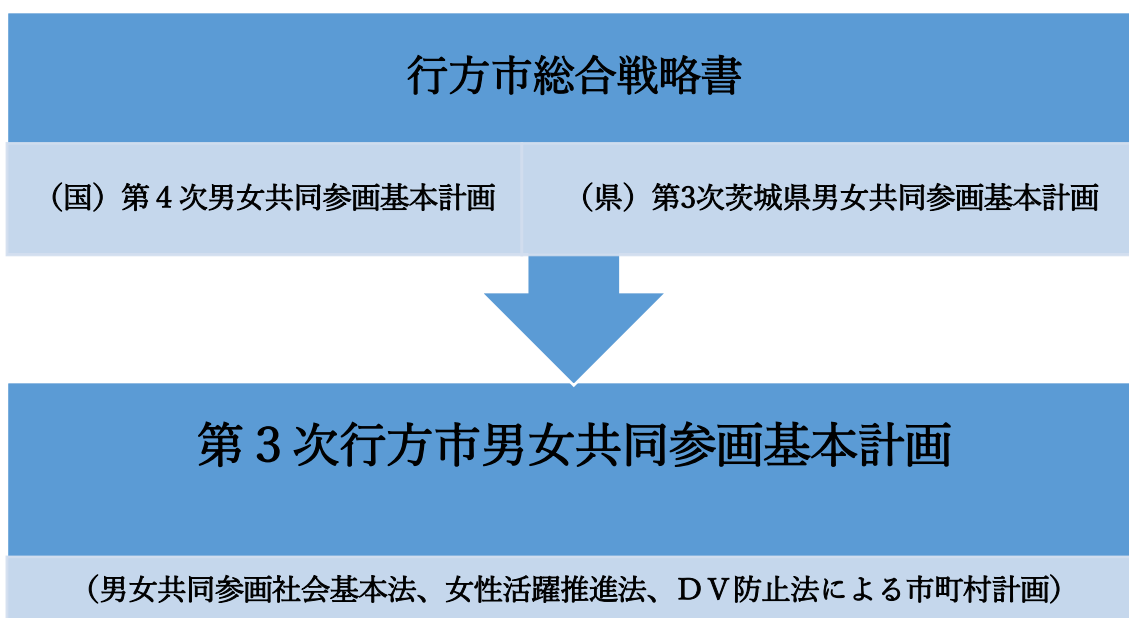
このような背景から、国では、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、県では平成28年3月に「第3次茨城県男女共同参画基本計画」を策定しました。行方市においても、平成20年3月に男女共同参画推進計画書前期計画、平成25年3月に同計画書後期計画を策定し、各種取り組みを進めてきたところです。平成29年度をもって、現在の計画が終了することから、これまでの課題及び新たな課題に対応する取り組みが進められるよう「第3次行方市男女共同参画基本計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定されている「市町村男女共同参画計画」、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に規定されている「市町村推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」に位置付けます。

また、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」及び県の「第 3 次茨城県男女共同参画基本計画」、「茨城県女性活躍推進計画」を勘案したものとします。

さらに、行方市総合戦略書（平成 28 年 3 月策定）との整合を図り、同計画の基本理念の一つである「みんなが主役のまちづくり」を推進するために、市民が活動しやすい社会環境づくりを推進するものとします。



3. 計画の期間

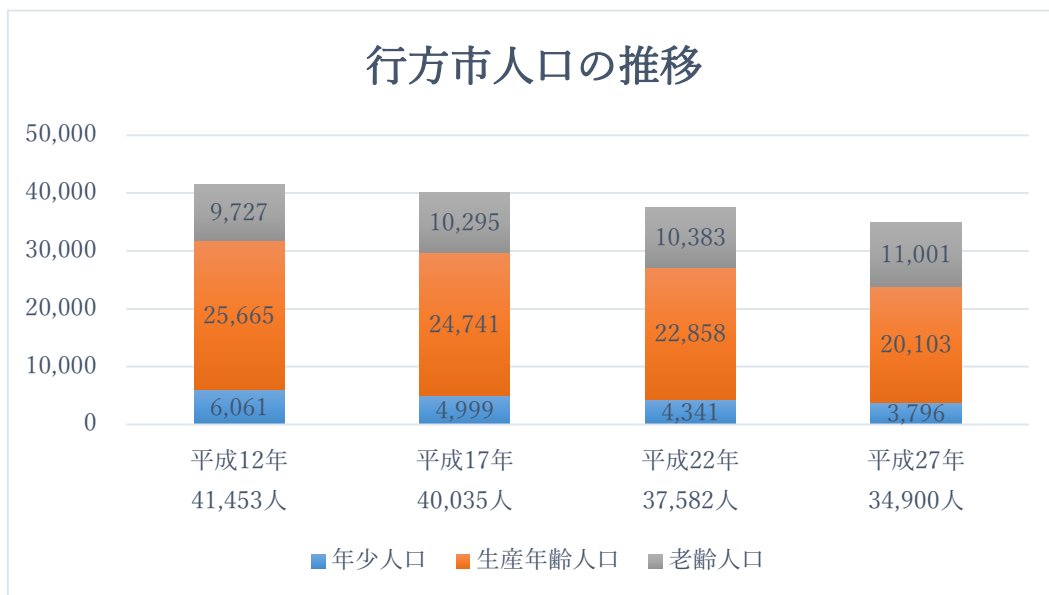
平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

第2章 行方市の現状と課題

1. 現状

1) 人口の状況

平成12年、17年、22年、27年で、本市の人口の推移を、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢人口（65歳以上）と比較してみると、少子高齢化の傾向が急速に進行しています。



資料：国勢調査（不詳含まず）

2) 世帯の状況

世帯数は、増加、世帯当たりの人員は減少傾向にあります。

また、核家族化が進む中で核家族世帯の割合は、県内で2番目に低いことから、2世代3世代での同居世帯が多いと想定されます。

行方市の世帯数と人口（10月1日）

	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
世帯数	11,346	11,127	11,377	11,454	11,499	11,115	11,116
人口(人)	37,611	36,878	36,521	35,967	35,472	34,915	34,418
1世帯に	3.3人	3.3人	3.2人	3.1人	3.1人	3.1人	3.1人

資料：茨城県社会生活統計指標

一般世帯における核家族の割合

	H22 年		H27 年	
	割合	県内順位	割合	県内順位
行方市	43.8%	43 位/44	47.3%	42 位/44
八千代町	41.8%	44 位/44	42.8%	44 位/44
利根町	69.4%	1 位/44	66.7%	3 位/44
守谷市	68.5%	2 位/44	67.8%	1 位/44

資料：茨城県社会生活統計指標

3) 婚姻・離婚の状況

婚姻数及び離婚数は減少傾向にあり、婚姻数に対する離婚数の割合は、増加傾向にありましたが、この2年間は低下しました。

平成28年の行方市の婚姻数（人口千人あたり）は、3.0、茨城県4.6、国5.0となっており、比較すると低い数値であり、前年対比でも0.9ポイントの減少となっています。本市の人口構成における高齢化が進んでいることも要因の一つと考えられます。

未婚率は、平成27年と平成22年比較において、男性の30歳代は減少するものの、その他の年齢では、増加しています。

行方市の婚姻数と離婚数の推移

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年
婚姻数	152	135	131	136	119	132	101
離婚数	63	54	57	62	57	55	38
離婚割合	41.4%	40.0%	43.5%	45.6%	47.9%	41.7%	37.6%

資料：茨城県社会生活統計指標

人口千人あたりの婚姻数の推移

	H22 年	H27 年	H28 年
行方市	4.1	3.9	3.0
茨城県	5.1	4.7	4.6
国	5.5	5.1	5.0

資料：茨城県社会生活統計指標及び政策秘書課調べ

行方市の未婚率の推移

男性	H22年	H27年	女性	H22年	H27年
25～29歳	72.3%	73.4%	25～29歳	54.7%	59.2%
30～34歳	54.8%	49.3%	30～34歳	25.7%	32.9%
35～40歳	39.2%	37.1%	35～40歳	12.6%	21.7%
41～44歳	32.5%	31.5%	41～44歳	6.9%	16.8%
45～49歳	24.2%	27.1%	45～49歳	3.5%	12.8%

資料：国勢調査

4) 就業の状況

行方市女性人口（15歳以上）の就業人口の割合（労働力率）は、54.5%となっています。また、本市の男女計の就業者数は、県内トップクラスです。

行方市男女別労働力率（平成27年）

年齢区分	男性 総数	男性 労働力人口	男性 労働力率	女性 総数	女性 労働力人口	女性 労働力率
15～64歳	10,498人	9,253人	88.2%	9,605人	7,121人	74.2%
65歳以上	4,847人	2,127人	43.9%	6,154人	1,464人	23.8%
75歳以上	2,253人	538人	23.9%	3,719人	426人	11.5%
総数	15,345人	11,380人	74.2%	15,759人	8,585人	54.5%

資料：平成27年国勢調査

県内における行方市の就業者数の割合

	就業者※1			うち 雇用者※2		
	H17年	H22年	県内順位	H17年	H22年	県内順位
行方市	61.0%	62.1%	1位 /44	38.3%	40.5%	39位/44
大子町	56.2%	52.8%	38位	35.3%	36.7%	44位
八千代町	61.5%	60.7%	2位	41.2%	43.4%	23位
守谷市	58.4%	60.0%	5位	50.6%	51.0%	1位

資料：茨城県社会生活統計指標

※1 就業者＝ 自営業主＋家族従業者＋雇用者＋休業者

※2 雇用者＝ 会社、団体、官公庁、自営業主などに雇用される者

5)前計画（2次計画）の評価

平成 28 年度末の行方市担当課における、前計画に定められた実施事業に対する評価は、次のようになっています。

平均達成率として、各事業の達成率を単純平均した数値を掲載しています。

基本目標 1 人権を尊重した男女共同参画社会形成のための意識づくり

方針 1 男女共同参画社会の意識づくり（8 事業） 平均達成率 52.4%

- 1) 男女共同参画の視点による社会制度・慣行の点検・研究事業
- 2) 男女共同に関する市報活動事業
- 3) 男女共同参画社会へ向けた啓発事業
- 4) 男女共同参画啓発コーナー設置と展開事業
- 5) 男女共同参画に関する国内及び世界の情報収集と提携事業
- 6) 男女共同参画に関する社会課題に対する各種調査事業
- 7) 全職員を対象とする男女共同参画研修事業
- 8) 女性職員の総合職としての政策形成能力の発揚事業

方針 2 男女平等教育の推進（11 事業） 平均達成率 63.2%

- 1) 一人ひとりの個性と能力を尊重した指導の推進事業
- 2) 男女共同参画の視点に立った学校運営の推進事業
- 3) 男女平等理念に基づく教育相談内容の充実推進事業
- 4) 保育園・幼稚園における男女平等意識の啓発事業
- 5) 子育て支援事業における男女平等意識の啓発事業
- 6) 生涯学習指導者への男女共同参画推進研修会事業
- 7) パートナーシップの土台づくりとなる生涯学習事業
- 8) 家庭教育・男女共同参画に関する学習の地域推進事業
- 9) パートナーシップ活動団体・事業所等の活用と支援事業
- 10) 男女平等の視点に立った職場作り推進事業
- 11) 教育委員及び学校教育関係者等研修事業

方針 3 人権としての世代・男女間の尊重（7 事業） 平均達成率 60.5%

- 1) 個人を尊重し世代・男女が認め合える環境整備事業
- 2) DVの根絶に向けた取り組み推進事業
- 3) セクシュアルハラスメント防止に向けた啓発推進作業
- 4) 性の商品化の排除と売買春防止の啓発活動事業
- 5) 子どもの権利と夢を保障するための推進事業
- 6) 児童虐待を防止するための啓発と保護活動事業
- 7) 地域における在宅高齢者の予防と保護事業

方針4 男女の人権を守る基盤としての国際理解・交流の推進 (3事業)

平均達成率 53.3%

- 1) グローバル社会での自立、地域生活支援と環境整備
- 2) 定住配偶者の地域生活コミュニケーション総合支援事業
- 3) 平和の礎を築く多文化理解及び国際理解推進

基本目標2 社会生活における男女共同参画の推進

方針1 政策・方針決定への共同参画 (6事業)

平均達成率 39.1%

- 1) 審議会・委員会等委員への女性参加促進
- 2) 地域市民活動組織におけるパートナーシップの促進
- 3) 行政及び各種機関の公募等による女性参画機会推進
- 4) パートナーシップ及び女性参画推進事業所の推奨
- 5) パートナーシップ推進女性団体・グループ活動の支援
- 6) 地域の女性人材の情報収集と提供

方針2 男女が平等で働くことができる労働環境・条件の整備 (10事業)

平均達成率 51.4%

- 1) ライフスタイルに即した働き方の選択肢の拡大支援
- 2) 女性の職業能力開発の支援
- 3) 女性の労働に関する情報収集と提供
- 4) 女性の就労機会の拡大支援
- 5) 地域産業を支える女性の労働条件の改善
- 6) パートタイマーや派遣労働者の労働条件改善啓発活動
- 7) 新しい就労形態や起業に対する支援
- 8) 高齢者の就労支援
- 9) 障害者の就労支援
- 10) 女性の労働相談体制の充実

方針3 地域活性化における男女共同参画 (5事業)

平均達成率 53.5%

- 1) 女性を対象とした学習の充実
- 2) コミュニティ活動の推進
- 3) 自治能力の養成とその機会の充実
- 4) 地域活動団体やNPOなどへの支援と紹介
- 5) 地域社会への共同参画を促すための機会の創出

方針4 家庭での男女共同参画の推進（4事業）	平均達成率	36.3%
<ol style="list-style-type: none"> 1) パートナーシップに基づく家庭づくりと家庭教育推進 2) 男性の家事参加の促進 3) 男性の育児参加の促進 4) 男性の介護参加の促進 		

基本目標3 男女の健康保持・増進と自立支援

方針1 老若男女の健康保持・増進と母性の保護（5事業）	平均達成率	73.8%
<ol style="list-style-type: none"> 1) 女性のライフサイクルに基づいた健康教育の実施 2) 女性の健康に対応した相談機能の充実 3) 食生活をとおしての健康づくり 4) 訪問指導の充実 5) 心身をリフレッシュするスポーツを楽しめる機会の提供 		

方針2 高齢者、障害者など要支援者への自立促進と生活の安定への働きかけ (9事業)	平均達成率	59.8%
<ol style="list-style-type: none"> 1) 福祉情報提供の充実 2) 地域福祉活動の推進 3) 社会生活を営めない青少年の把握と相談活動の対応 4) ニート等への社会復帰訓練及び就労支援の促進 5) 高齢者の社会参加の促進と生活安定への支援 6) 介護予防の推進と介護者への支援 7) 障害者の社会活動の促進と生活自立への支援 8) 在宅の障害者の社会参加促進と介助者等への支援 9) ひとり親家庭、独り家庭等のある家庭への支援 		

方針3 子そだち・子育てへの社会的支援（8事業）	平均達成率	75.7%
<ol style="list-style-type: none"> 1) 保育の充実 2) 在宅福祉サービスや保育サポーターの運営の充実 3) ファミリーサポートセンターへの取り組み導入検討 4) 各種子育て相談及び訪問指導事業の充実 5) 地域の子育て支援の促進 6) 子どもを取り巻く課題解決への関係機関の連携促進 		

- 7) 放課後児童クラブや長期休暇児の保護活動の充実
- 8) 公共施設を利用した児童館等機能整備の検討

基本目標 4 計画を積極的に進める推進体制の整備・充実

- | | | |
|------|-----------------------------|-------------|
| 方針 1 | 計画の実行推進体制の充実 (4 事業) | 平均達成率 52.5% |
| 1) | 市内連絡会議の継続活動の運営 | |
| 2) | 男女共同参画の視点による事務事業評価 | |
| 3) | 仮称：市民満足度向上総合窓口 (CS 室) の運営検討 | |
| 4) | 計画進行管理の研究 | |
| 方針 2 | 市民との協働による推進 (1 事業) | 達成率 30.0% |
| 1) | 男女共同参画のネットワークづくり | |
| 方針 3 | 他団体や機関との連携 (3 事業) | 平均達成率 63.3% |
| 1) | 市内の男女共同参画を意識した NPO・団体との連携 | |
| 2) | 国・県・市町村との情報交換や共同事業の展開推進 | |
| 3) | 企業との情報交換や推薦事業所への啓発活動 | |

総合的に検証をすると、前計画 (2 次) で事業を推進したことにより、一定の成果がありました。ただし、男女共同参画社会の実現に向けては、持続的に取り組むべきものや達成がなされていない事業も多いために、今後、更に取り組むべき課題もあると考えられます。

2. 課題

1)現状からみた課題

行方市の人口は、少子高齢化が進み減少傾向にあります。また、核家族化が進むものの他市と比較すると核家族の割合は低く、2世代など複数世帯で同居している割合は、県内トップクラスです。このようなことから、家族間での協力や支援は、相互に可能な状態ともいえ、暮らしやすい環境の一つと考えられています。

少子化の原因としては、婚姻数の低下傾向があり人口当たりの本市の婚姻率は、国、県よりも低い状況となっています。これは、人口構造の高齢化で、若年層が少ない背景も考えられます。この中で、30歳代男性の未婚率が5年前に比較して、低下していることが唯一の改善傾向となっています。

男女合計の15歳以上の就業者数の割合は、平成22年の調査で県内1位であり、その要因は、自営業主と家族従業者が多いためであり、多くの市民が元気に仕事についている地域とも考えられます。

このようなことから、家族間での支援協力体制（「絆」）を引き続き継承していくことや、婚姻・出生がしやすい子育て等の環境づくり、自営業とりわけ基幹産業である農水畜産業などの就業環境の改善などに引き続き取り組むことが課題と考えられます。

2)前計画（2次計画）の評価及び策定委員から提起された課題

前計画である「行方市男女共同参画推進計画（2次計画）」においては、前項目にあるように、4つの基本目標で84事業を展開してきました。

この評価からみると、達成率が低い水準であり、引き続き取り組みを進める必要があると考えられます。とりわけ、「基本目標2社会生活における男女共同参画の推進」での「方針1政策・方針決定への共同参画」においては、6事業を実施してきましたが39.1%と低い達成率であり、今後取り組むべき大きな課題となっています。

また、本計画の策定にかかる「行方市男女共同参画基本計画策定委員会」からも、いくつかの課題等が提起されています。

一つには、男女共同参画社会を構築していくには、断片的な取り組みではなく総合的な取り組みが必要だとする課題があります。女性が活躍できるよう進めるには、意識づくりや環境づくり、ワークライフバランスなど、その事案に対して複合的な支援が望ましいと考えられます。特に就業や家庭で活躍している女性ほど、限られた時間の制約を受け、公の場などに参加しにくい傾向もあるとのことでした。

二つには、女性の役割を市役所や各種団体などでも固定化して捉える傾向があるとの課題があります。団体等では、女性向け講座や研修なども計画されていますが、女性を限定対象とすることなどは、そもそも当該団体が決めつけているとの見方にもなります。女性あるいは男性に限定すべき事案か否かなど、慎重に現状を把握した上で

の事業展開が望ましいと考えられます。

三つには、事業所においても規模の大きさによっては、取り組みが不十分なところも多いとする課題があります。小さい規模の事業所であると管理職は男性に偏る傾向も高いため家事や育児に対する理解も高まらないとの指摘もあります。

さらに、行方市は、女性、男性という区分だけでなく、子どもからお年寄りまで様々な市民の皆さんがそれぞれの個性でまちづくりや諸活動を進めていますので、多種多様な施策や事業展開が必要となっています。

これらを課題として認識して、行方市として各種の取り組みを進めていく必要があると考えます。

第3章 基本方針

1. 基本理念

基本理念を定めるにあたって、次の3つの要素を重視しています。

まず、一つ目として、行方市総合戦略書（平成28年3月策定）に基づいた考え方や整合性をもち、行方市における「男女が性差にとらわれず暮らしやすい社会づくり」を目指すものとします。

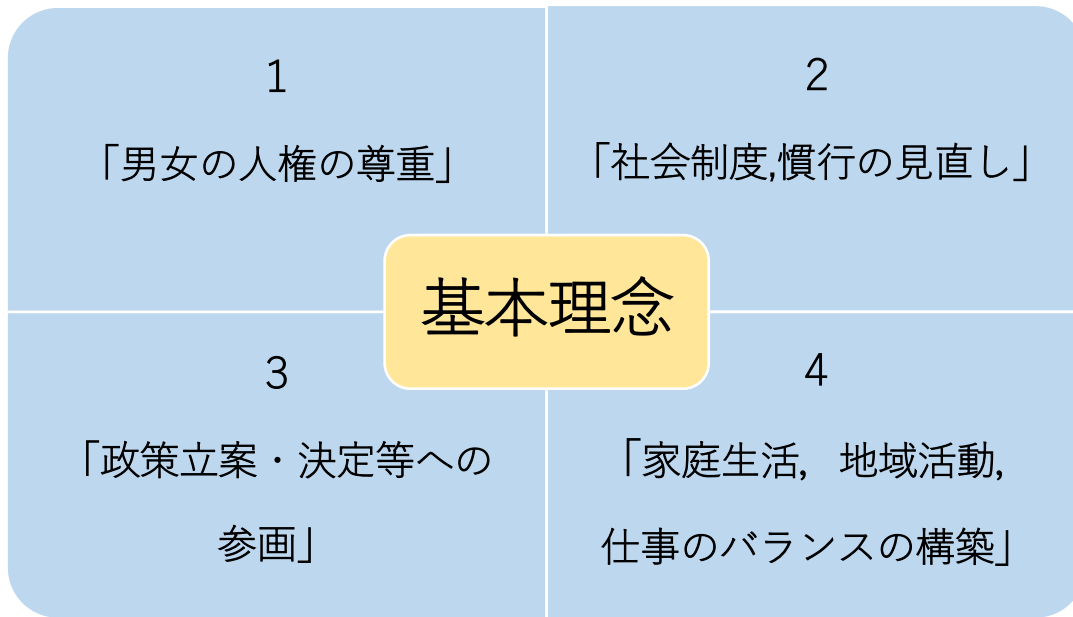
二つ目として、これまで行方市で取り組んできた、男女共同参画社会に向けた各種事業を「継続」しつつ、十分に検証して必要に応じた「改革」や新たな事業展開を進めるものとします。

三つ目として、国をあげて進められている女性活躍推進法に関連する事業や働き方改革なども踏まえた事業展開ができるものとします。

2014年には、日本創成会議から、人口減少に伴って将来において消滅可能性がある地方自治体が全国で896団体とされ、行方市もこれに含まれていました。これは、人口減少を抑制するよう「地方創生」の関連施策を導入すべきとの警笛の一つと受け止められています。

一方で行方市は、常陸国風土記に記載があるように1300年前から、人々が生活してきた地域とされています。また、本市の麻生地区は、千年前の生活等を検証した「千年村プロジェクト」の千年村認証を平成29年12月に受けています。このように、長く暮らしてきた歴史からは、生活しやすい地域として証明されていると考えられます。

以上のようなことも踏まえて、「男女が性差にとらわれず暮らしやすい社会づくり」のために、市民一人ひとりが個性と能力を生かしながらあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現を目指すことにします。そのための施策を総合的に推進するものを本計画として、次の考え方を基本理念として、積極的に進めていきます。



<p>基本理念 1 「男女の人権の尊重」</p> <p>男女の個人としての尊厳を重んじていきます。性別によることなく、一人ひとりが個人として能力を発揮し、多様な生き方ができる社会づくりを進めていきます。</p>
<p>基本理念 2 「社会制度、慣行の見直し」</p> <p>男女が社会の対等なパートナーとして、様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行、しきたりなどを見直していきます。</p>
<p>基本理念 3 「政策立案・決定等への参画」</p> <p>男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる政策や方針の決定などに参画できるようにしていきます。</p>
<p>基本理念 4 「家庭生活、地域活動、仕事のバランスの構築」</p> <p>男女が互いに協力しあい、家庭生活において家族の一員として役割を果たしながら、同時に仕事や地域活動ができるようにしていきます。</p>

2. 基本目標

市民一人ひとりが個性と能力を生かしながら、あらゆる分野に参画できる暮らしやすい社会の実現のためには、市民と事業所、行政の協働が前提となります。このため、市民目線で市民の共有できる目標が必要となります。

基本理念を踏まえて、次の4つの項目を、市民と市の基本目標として定めて施策を進めていきます。とりわけ、基本目標1の「意識づくり」、基本目標2の「社会づくり」、基本目標3の「環境づくり」の3つは、相互に関連性があり、この3つの視点で取り組むことで断片的でなく複合的な施策展開となり、相乗効果が期待できるものと考えられます。そして、基本目標4については、3つの基本目標を積極的に推進するために市民及び民間事業者も含めた体制づくりの役割があります。

基本目標1

男女共同参画社会の実現をめざした意識づくり

基本目標2

すべての人が自分らしく活動できる社会づくり

基本目標3

すべての人が健やかで安心できる環境づくり

基本目標4

男女共同参画社会の実現のためのしくみづくり

計画の体系

基 本 理 念	1 男女の人権の尊重 2 社会制度、慣行の見直し 3 政策立案・決定等への参画 4 家庭生活、地域活動、仕事のバランスの構築
------------------	---

基本目標、施策の方針	目指すべき方向
基本目標 1 男女共同参画社会の実現を目指した意識づくり	
1 正しい理解と意識改革	① 市民の意識改革（向上）のための啓発活動 ② 男女共同参画社会に関する情報提供等 ③ 社会制度（慣習）見直しの意識向上
2 推進するための教育と学習の充実	① 子どもたちの教育の推進 ② 生涯学習における教育（学習）の推進 ③ 充実した教育のための指導者の育成
基本目標 2 すべての人が自分らしく活動できる社会づくり	
1 働く場における女性参画の支援	① 女性の労働条件の向上 ② 職場（事業所）における理念の普及 ③ 女性参画にかかる各種制度の理解醸成
2 ワークライフバランスの推進	① 子育て支援、働き方改革 ② 地域活動へ参加しやすい職場環境づくり ③ 男性の家事、育児、介護等への参加促進 ④ 事業主や管理者などの意識革新の促進
3 地域での推進	① 地域活動に参画しやすい環境づくり ② 地域での慣行やしきたりを考える機運の醸成 ③ 防災・防犯・交通安全分野での地域活動向上
4 政策方針決定への参画	① 政策方針決定の委員会等の適切な運営 ② 事業所、団体等で女性の活動支援
5 女性のエンパワーメントの促進	① 女性の活躍を推進するための研修 ② 女性の起業や経営能力向上、多様な働き方の支援 ③ 農水畜産業に従事する女性の支援

基本目標 1

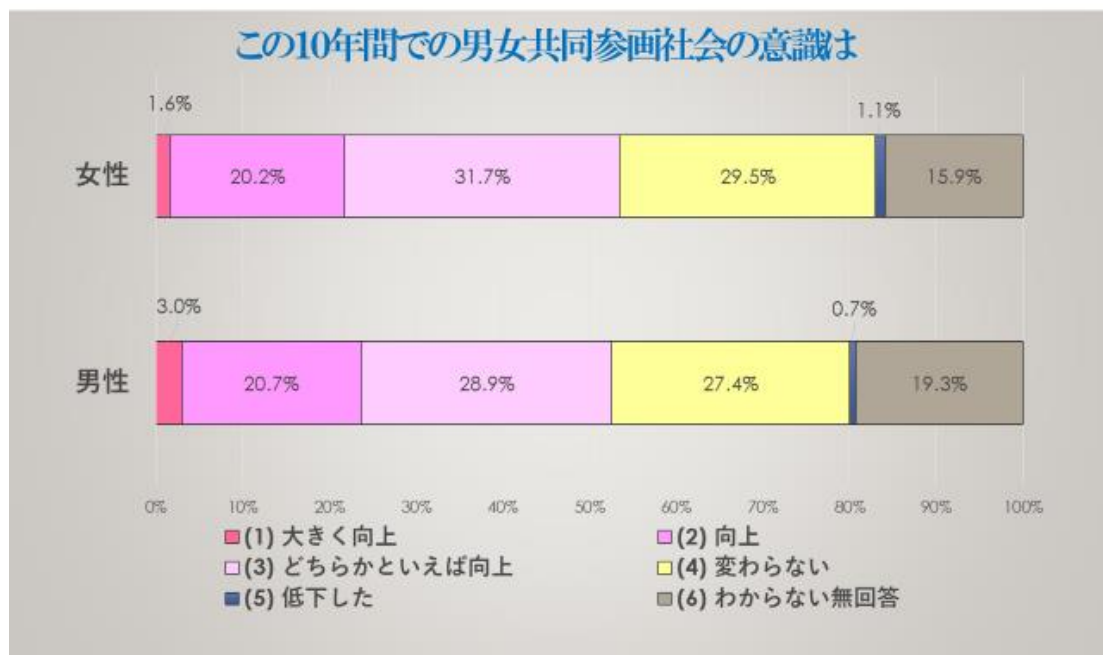
男女共同参画社会の実現をめざした意識づくり

行方市の男女共同参画社会の実現に向けて、教育、啓発活動を推進し、人権の尊重及び暮らしやすい社会づくりに対する意識の確立を図ります。
これにより、誰もが生きがいをもって暮らしやすい地域社会を市民協働にて形成していきます。

1 正しい理解と意識改革

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、市内での「この10年間の男女共同参画社会の意識」では、女性53.5%（大きく向上、向上、どちらかといえば向上の合計）男性52.6%と、過半数以上が向上と回答しています。



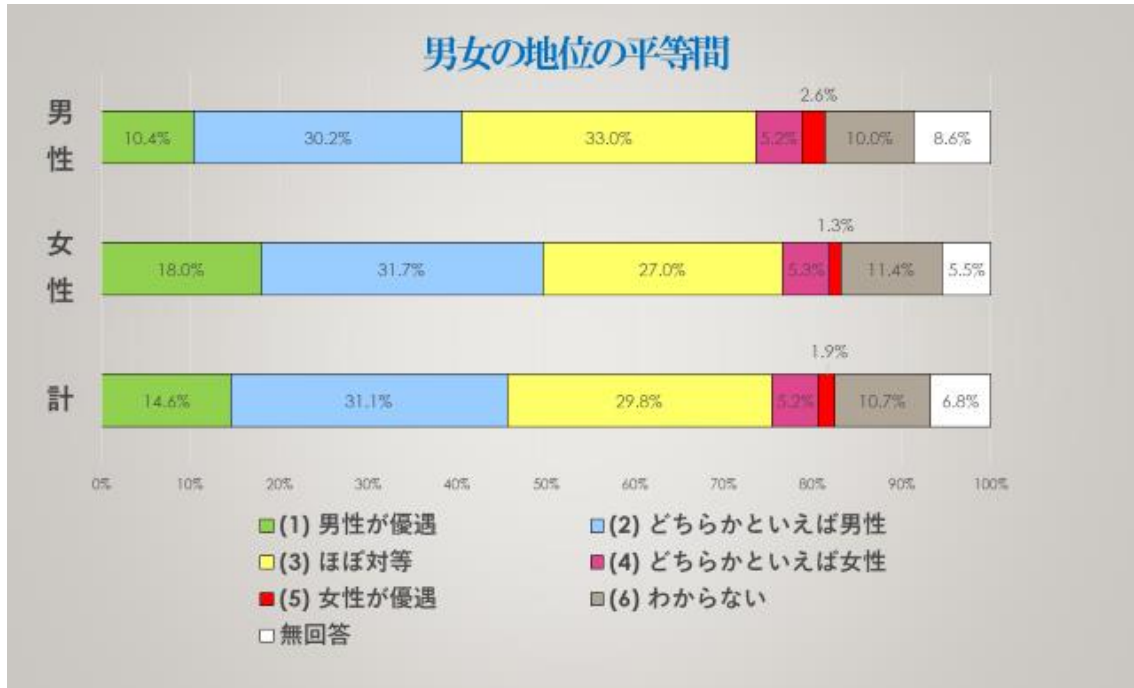
さらに、「この10年間の男女共同参画にかかると実践行動」は、次のとおりです。

女性の「職場での実践行動」で42.6%向上、「家庭での実践行動」で38.8%向上となっています。

男性の「職場での実践行動」で48.2%向上、「家庭での実践行動」で45.9%向上となっています。

あくまで自己評価ですが、男性における意識及び実践行動での向上が高いとの結果となっています。

市民アンケート調査によると、「男女の地位の平等感」では、男女で認識に差があります。男性優遇の認識は、女性18.0%、男性10.4%となっています。ほぼ対等との認識は、女性27.0%、男性33.0%で、男女合計では29.8%となっていて、国の21.1%（平成28年度調査）に比較すると行方市は高いとの結果です。



策定委員からは「男女共同参画社会という言葉が市民になじみにくいのではないか」との意見がありました。わかりやすい表現や情報提供なども必要と考えられます。

このようなことから、市民の男女共同参画に対する意識は向上していますが、さらに意識づくりを進めるために啓発活動や情報提供などを行うことが重要です。

【目指すべき方向】

- ① 市民の意識改革（向上）のために啓発活動を行います。
これまでの取り組みや活動により、市民の意識は着実に向上しています。引き続き意識向上のための啓発活動を進めていく必要があります。
- ② 男女共同参画社会に関する情報収集を行い市民へ情報を提供します。
男女共同参画社会は、一定の理解が進んでいます。さらに、国県、企業などからの情報収集をもとに、市民へ積極的に情報提供をしていく必要があります。
- ③ 社会制度や慣習の見直しに向けた意識の向上を図ります。
行方市の各地域では、慣習やしきたりを地域で見直すことが必要との声があります。皆が暮らしやすくなるよう、生活スタイルの見直しなど意識の向上を図る必要があります。

【事業例】

市民ワークショップ※1をはじめ、市民の意見などを踏まえて次のような取り組みを進めます。

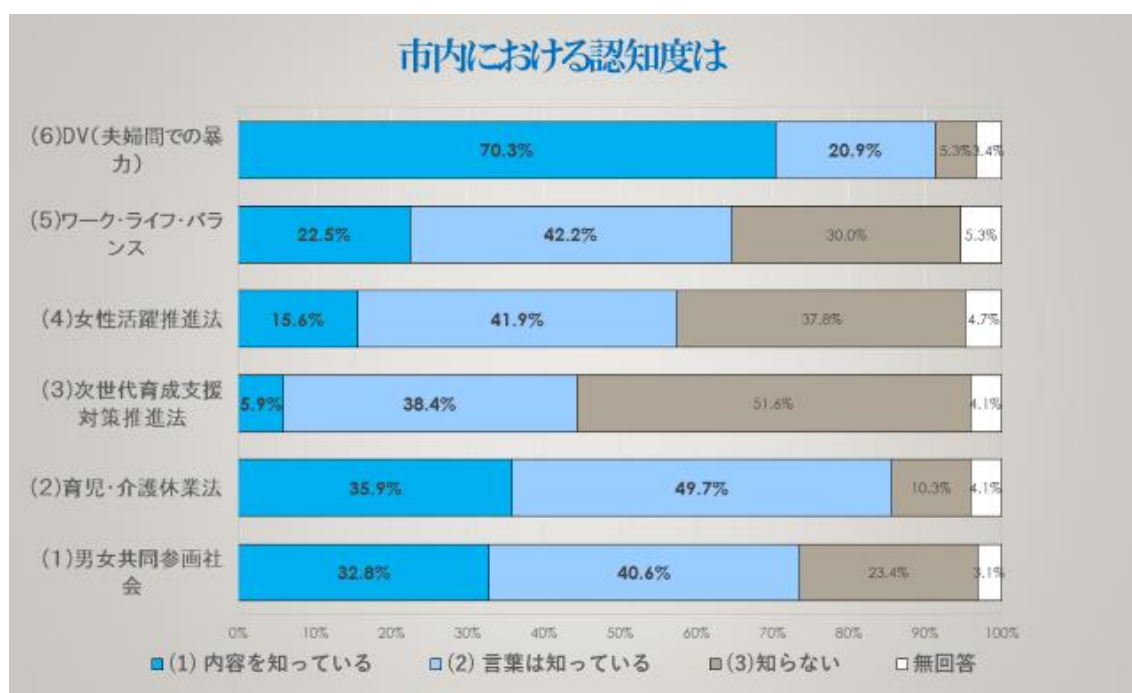
- ・「なめがたエリアテレビ」を利用して、視覚的（ビジュアル）な視点での啓発を進めます。
- ・性別のない市のキャラクター「なめりーミコット」を活用した啓発を進めます。
- ・アニメや漫画を活用した「コラム（囲み記事）」などを検討します。
- ・男女共同参画にかかると模範的な企業を表彰あるいは認定する制度を検討します。
- ・ポスターやチラシを活用して積極的な啓発を進めます。

※1 市民ワークショップ：平成29年9月に実施したワークショップを指す。

2 推進するための教育と学習の充実

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、「男女共同参画社会の認知度」では、73.4%、「育児・介護休業法」の認知度85.6%、「DV」の認知度91.2%となっていて、比較的高い認知度といえます。一方で「次世代育成支援対策推進法」の認知度は、44.3%と低い結果です。



このようなことから、市をはじめ国をあげての取り組みなどにより、DV、育児・介護休業法、男女共同参画社会の認知度は、一定のレベルとなっていますが、さらに向上させていくために学習の機会確保や指導者育成などに取り組むことが重要です。

【目指すべき方向】

- ① 子どもたちの教育を推進します。
行方市の将来を担う子どもたちが、性別による固定的役割分担意識などにとらわれないよう、家庭、地域、学校において指導や教育等を行います。
- ② 生涯学習における教育（学習）を推進します。
子どもから高齢者まで、生涯学習の機会において、男女共同参画の視点での教育、学習を推進します。
- ③ 充実した教育のために指導者を育成します。
学校教育において、適切な指導ができる人材及び家庭や地域での指導者の育成を進めます。

【事業例】

市民ワークショップを始め、市民の意見などを踏まえて、次のような取り組みを進めます。

- ・学校やPTA組織内でのコミュニケーションの円滑化を進めます。
- ・子どもたちへ模範となる大人の言動を推奨していきます。
- ・先生の指導力向上へ向けた支援を行います。
- ・「子ども版」テキスト（資料）を作成して、子どもから大人へ伝達を進めます。
- ・地域住民の連携で学習機会の拡充を進めます。

子育て・介護サービスの充実を推進するとともに、働く場の改善へ向けての啓発を行います。ワークライフバランス※1の推進や女性のエンパワーメント※2の促進、固定的な役割分担意識を解消した社会づくりを進めていきます。これにより、誰もが能力を發揮して個性を生かして活躍できる職場や家庭環境、地域社会を形成していきます。

※1ワークライフバランス：一人ひとりが生きがいを持ちながら働き、仕事の責任を果たすとともに家庭や地域生活においても多様な生き方を実現できる状態を指す。

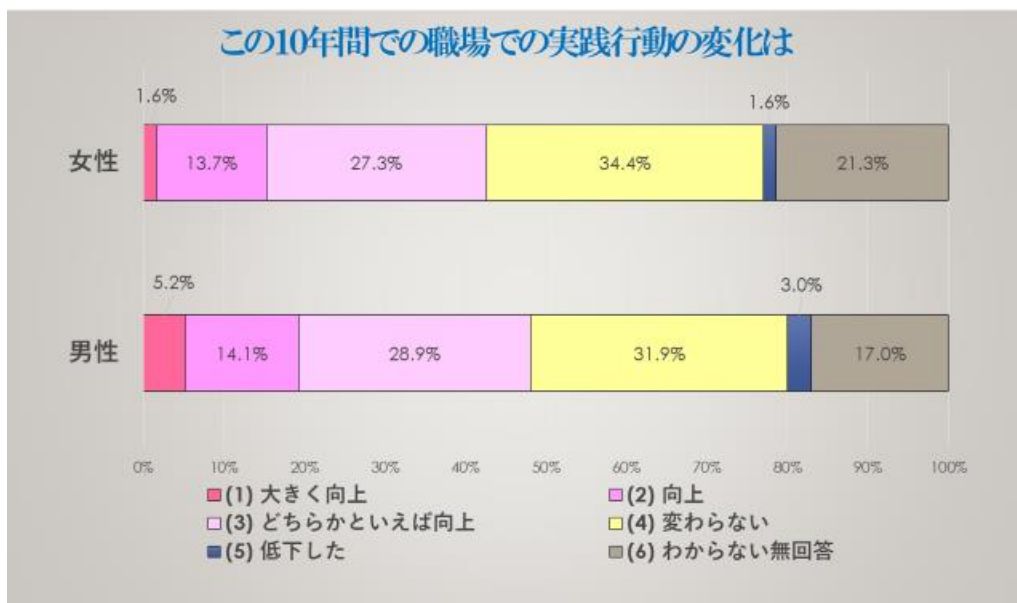
※2エンパワーメント：力（パワー）をつけること。女性が男女共同参画社会において自らの能力を高めて社会のあらゆる分野で力を発揮することを指す。

1 働く場における女性参画の支援（女性活躍推進法に関連）

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、市内での「10年間の職場での実践行動の変化」では、女性42.6%（大きく向上1.6%+向上13.7%+どちらかといえば向上27.3%）、男性48.2%（同5.2%+14.1%+28.9%）が向上したと回答しています。また、「女性活躍推進法」の認知度は、男女合わせて57.5%となっています。

このようなことから、職場での改善傾向はあると自己評価する市民が多く、女性活躍推進法の認知度も一定のレベルとなっていますが、さらに女性参画が進むよう、理念の普及や制度の周知などを行っていくことが重要です。



【目指すべき方向】

- ① 女性の労働条件の向上を図ります。
女性の労働条件（賃金、休暇、登用など）を向上させることで、男女労働者間の平等を確保します。
- ② 職場（事業所）における男女平等の理念を普及させます。
各職場（事業所）において、経営者から管理職、新規採用者まで広範囲にわたり男女平等の理念を普及させます。
- ③ 女性参画にかかる各種制度の理解を深めていきます。
「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「女性活躍推進法」などに関連する各種制度の情報提供を進めるなどで理解を深めていきます。

【事業例】

市民ワークショップを始め、市民の意見などを踏まえて、次のような取り組みを進めます。

- ・働く女性の視点に立った制度改革を促進します。
- ・短時間でも女性が働ける環境づくりを促進します。
- ・時間外労働の減、休暇取得などの環境づくりを促進します。
- ・出産一時金など子育て支援を進めます。

2 ワークライフバランスの推進（女性活躍推進法に関連）

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、「ワークライフバランスの認知度」は、64.7%となっています。（P19参照）

また、次のように仕事と家庭地域生活を両立させたいとの理想を持っていますが、現実にはできずに仕事を優先する結果となっています。

<女性の理想と現実>

（理想）仕事を優先19.1% 仕事家庭の両立41.0%

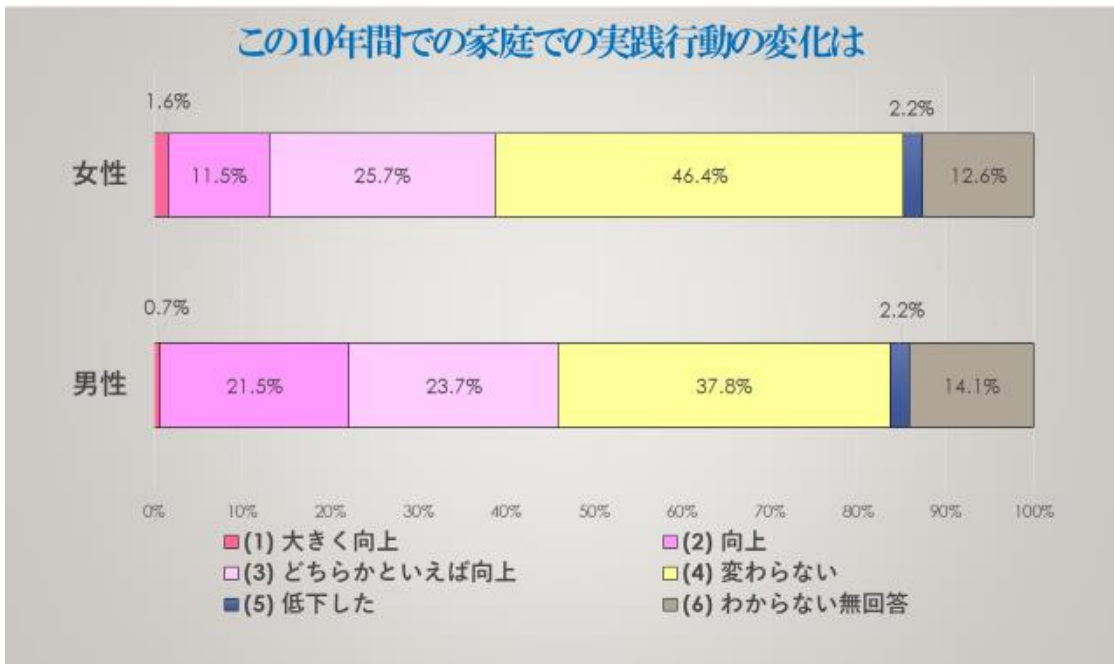
（現実）仕事を優先38.8% 仕事家庭の両立19.7%

<男性の理想と現実>

（理想）仕事を優先23.7% 仕事家庭の両立38.5%

（現実）仕事を優先57.1% 仕事家庭の両立13.3%

市民アンケート調査「10年間の家庭での（男女共同参画の）実践行動の変化」では、女性（38.8%）男性（45.9%）とも意識は向上しています。



このようなことから、一定の市民は、家庭での実践行動が高まっていること、多くの市民は家庭を優先してワークライフバランスを図る意識があるものの現実的には仕事優先となっていることから、引き続き、働き方改革や子育て支援、事業所への情報提供などを行っていくことが重要です。

【目指すべき方向】

- ① 子育て支援、働き方改革を進めます。
子育て支援や職場環境を改善することで、家庭や職場での労力負担等の軽減を図ります。
- ② 地域活動へ参加しやすい職場環境を作ります。
職場における地域活動への理解を進めて、地域活動へ参加しやすい環境を整えていきます。
- ③ 男性の家事、育児、介護等への参加を促進します。
家庭での家事、育児、介護等への参加意識を高めるとともに実践行動に結びつけることができるよう情報提供などに努めます。
- ④ 事業主や管理者などの意識革新を進めます。
事業所（職場）等を対象として、新たな制度等の情報提供や先進事例、市内での事例などを紹介して、意識革新を促進します。

【事業例】

市民ワークショップを始め、市民の意見などを踏まえて、次のような取り組みを進めます。

- ・男性を対象とした料理スクールを開催します。
- ・各種事業で「パパ友」など父親の情報交換、ネットワークづくりを促進します。
- ・「子育てする男性（イクメン）」の表彰制度を作ります。
- ・市報やホームページ等で「活躍する女性」を紹介します。
- ・仕事を持ちながら家事、育児などの家庭活動、地域活動に活躍する男性を紹介します。

3 男女が共に参画する地域活動の推進

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、「社会通念慣習における男女の地位」では、男性優遇が61.8%、対等が19.4%と、圧倒的に男性優遇の意識にあります。

同じく「家庭生活、地区活動に参加するために必要なもの」では、「家族間の相互協力」「社会通念等の改善」「労働時間短縮」「男性自身の抵抗感の排除」などが多いとの結果です。

■男女が「家庭生活、地区活動に参加するために必要なもの」は何か

改善項目等／性別	女	男
(1) 社会通念等の改善	26.9%	16.9%
(2) 家族間の相互協力	34.7%	21.6%
(3) 男性自身の抵抗感の排除	24.1%	14.7%
(4) 女性自身の抵抗感の排除	10.6%	7.2%
(5) 仕事中心考え方の改善	21.9%	15.6%
(6) 労働時間短縮	26.6%	17.5%
(7) 男性の知識習得（家事、介護他）	14.7%	10.9%
(8) 男性の仲間づくり（家事、介護他）	14.1%	9.1%
(9) 仕事の両立などの相談窓口	14.4%	10.3%
その他	5.3%	7.3%

このようなことから、社会通念慣習での男女平等感は圧倒的に男性優遇となっているため、今後は、地域での活動改善や慣行の見直しなどが重要です。

【目指すべき方向】

- ① 地域活動に男女が共に参画できる環境を目指します。
地域での諸活動が円滑に進められるように、固定化された男女の役割などを地域（家庭）内で見直すことができるような取り組みを促進します。
- ② 地域での慣行やしきたりを考える機運を高めます。
地域での慣行見直しの機運を高めるような取り組みを促進します。
- ③ 防災・防犯・交通安全分野における地域活動を活発化、向上させます。
安全安心な環境づくりに向けて、女性の視点を取り入れた防災・防犯などに係る地域活動を促進します。

【事業例】

市民ワークショップを始め、市民の意見などを踏まえて、次のような取り組みを進めます。

- ・地域の祭礼への参加しやすい環境づくりを進めます。
- ・地域で男女役割の入れ替えを試行（例：草刈りを女性が担当）します。
- ・職場や家庭で男女役割の入替を試行（例：「チェンジデー」の制定）します。
- ・地域防災訓練等の定期的開催と全戸全員参加の防災ネットワークづくりを進めます。
- ・女性の視点を取り入れた防災・災害対応に取り組みます。
- ・防災計画等に女性の視点を盛り込みます。

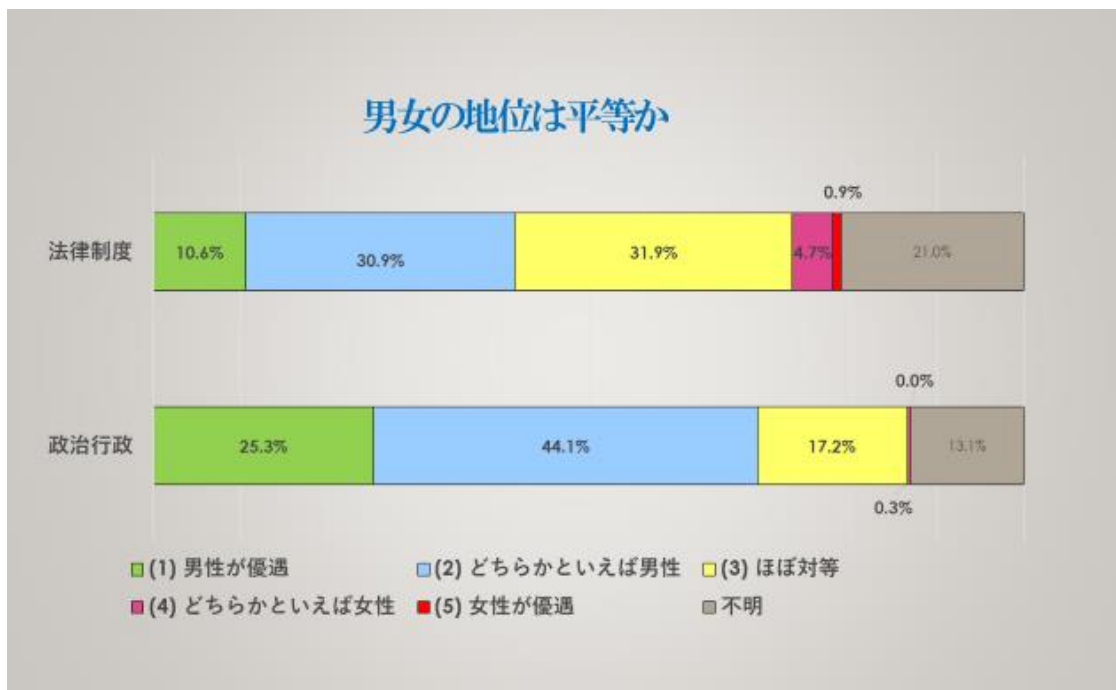
4 政策方針決定への参画（女性活躍推進法に関連）

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、「男女の地位の平等感」では、法律制度で31.9%、政治行政で17.2%と低い状況にあります。

市民からは、「行方市議会に女性議員はいない」との疑問の声があります。

このようなことから、各分野での政策方針決定へバランスよく両性が参画できるような取り組みが重要です。



【目指すべき方向】

- ① 政策方針決定の委員会等における適切な運営を支援します。
市の審議会等において、適材適所の人的配置や意見集約ができるよう取り組みを進めていきます。
- ② 事業所、団体等で女性の活動を支援します。
行政に限らず、民間事業者や民間団体などで男女共同参画に関わり、活躍する女性を多くの情報媒体で紹介していきます。

【事業例】

市民ワークショップを始め、市民の意見などを踏まえて、次のような取り組みを進めます。

- ・審議会委員等選出を無作為抽出で行う制度などを検討します。
- ・「お仕事情報局」を活用して女性の働きやすさをPRしていきます。
- ・「活躍する女性」をリレー方式で紹介していきます。

5 女性のエンパワーメントの促進（女性活躍推進法に関連）

【現状と課題】

国の施策では、「女性が自ら、意識と能力を高めて、経済活動も含めた社会のあらゆる分野で存在感を高めて活動する」ことが求められています。

策定委員からは、各分野で活躍する女性を取り上げるだけでなく、参画できない女性の背景なども理解する必要があるとの意見があります。

このようなことから、様々な女性の能力向上等のために、今後は、起業家や就業者の支援、人材育成などの取り組みが重要です。

【目指すべき方向】

- ① 女性の活躍を推進するための研修等に取り組みます。
国や県の研修機会を活用することや行方市の現状を踏まえた研修にて人材育成に努めます。
- ② 女性の起業や経営能力向上、多様な働き方を支援します。
女性の経済分野での活躍を促進するために、起業や経営能力を高めるよう情報提供などの取り組みを進めていきます。
- ③ 行方市の基幹産業である農水畜産業に従事する女性の活動を支援します。
行方市の就業者数（平成 22 年調査、15 歳以上の自営業及び雇用者等）の割合は、県内で一番高く、これを支えているのが女性の自営業者（家事従業者）です。この女性が様々な場面で参画や活動ができて、さらに活躍できるよう支援していきます。

【事業例】

市民ワークショップを始め、市民の意見などを踏まえて、次のような取り組みを進めます。

- ・支援者向け給食サービス事業など、これまで女性のみだった活動へ男性の参加を促進します。
- ・事業所を超えての交流機会を促進します。
- ・女性が活躍する職場を見学体験する事業を検討します。
- ・女性起業家からのレクチャー（講義）の機会を設けます。
- ・活躍する模範となる人（ロールモデル）を紹介します。

生涯を通じた健康支援を行うとともに、女性に対する暴力の根絶など生活弱者や要支援者が安心して暮らせる環境づくりを目指します。これにより、市民誰もが安心して健やかに暮らせる地域社会を市民相互の連携にて形成していきます。

1 生涯を通して健康の保持と増進

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、市内において「保健に関する地区活動への参加」は、62.2%の人が参加を希望するものの実態は20.9%の参加にとどまっています。

■「保健に関する地区活動への参加」は

項目	希望では	現状では
(1) 積極的に参加したい(している)	5.0%	2.5%
(2) 参加したい(している)	20.0%	7.8%
(3) たまに参加したい(している)	37.2%	10.6%
(小計)	(62.2%)	(20.9%)
(4) あまり参加したくない(していない)	14.7%	24.4%
(5) 参加したくない(していない)	16.3%	45.9%
無回答	6.9%	8.8%

社会情勢からは、健康で文化的な生活を送るには、健康保持が最大の要因となります。また、医療費抑制は、社会保障費の予算の面からも大きな課題となっています。

このようなことから、子どもから高齢者まですべての市民の健康づくりが重要となります。

【目指すべき方向】

① 母子保健※の保持と増進を図ります。

子どもたちの健やかな育成のために出産前から子育て支援まで、充実した取り組みを進めます。

② 生涯にわたる健康づくりを進めます。

市民協働にて持続可能なまちづくりを進めるにあたり、子どもから高齢者までの健康づくりに取り組みます。

- ③ ※母子保健：次世代を担う子どもが心身ともに健やかに育つことを目的に、主に思春期から妊娠・出産・育児期における一連の保健支援を指す。

【事業例】

市民ワークショップを始め、市民の意見などを踏まえて、次のような取り組みを進めます。

- ・母子保健とともに「父子保健」の視点での取り組みを検討します。
- ・母子手帳の活用を進めます。
- ・ウェアラブル端末※の導入を検討します。

※ウェアラブル端末：身につけて持ち運ぶことができるコンピューターの総称。ここでは、血圧、脈拍等のデータを集中管理して指導することや早期発見などに活用する。

2 暴力の根絶

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、市において、「DV※（夫婦などでの暴力）」の認知度は、91.2%（P19参照）となっていて、大きな関心ごとと言えます。

社会情勢からは、警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、この10年間で3倍以上となっています。

このようなことから、社会問題となっているDVへの対応や生活弱者に対する暴力（虐待）等の取り組みが重要となっています。

※DV：ドメスティックバイオレンスの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的または精神的な苦痛を与える暴力的言動を指す。

【目指すべき方向】

- ① 女性、児童、高齢者など弱者に対する暴力の根絶を目指します。
安全安心で暮らしやすいまちづくりに向けて、弱者に対する暴力を根絶する取り組みに努めていきます。
- ② 様々なハラスメントの防止策を推進します。
暮らしやすいまちづくりに向けて、様々なハラスメントに関する情報提供や防止策の取り組みに努めていきます。

【事業例】

市民ワークショップを始め、市民の意見などを踏まえて、次のような取り組みを進めます。

- ・円滑な人間関係、相互理解を醸成する仕組みをつくります。

3 様々な課題を抱える方への支援

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、市内において「福祉（障がい者、高齢者など）に関する地区活動への参加」は、55.3%の人が参加を希望するものの実態は12.8%の参加にとどまっています。

■「福祉（障がい者、高齢者など）に関する地区活動への参加」は

項目	希望では	現状では
(1) 積極的に参加したい(している)	3.4%	1.3%
(2) 参加したい(している)	16.6%	5.6%
(3) たまに参加したい(している)	35.3%	5.9%
(小計)	55.3%	12.8%
(4) あまり参加したくない(していない)	17.5%	26.3%
(5) 参加したくない(していない)	19.1%	51.6%
無回答	8.1%	9.4%

社会情勢からは、要支援者への支援は、福祉施策とあわせて実施していくことが求められています。

このようなことから、要支援者及び介護者への支援が重要となっています。

【目指すべき方向】

- ① 要支援者の自立を促進します。

高齢者をはじめ様々な課題を抱える方が行方市で生きがいを持って自立して暮らせるよう取り組みを進めていきます。

- ② 要支援者及び介護者への支援を行います。

要支援者及び介護者のニーズに沿った必要な支援を行政や地域で行います。

【事業例】

市民ワークショップを始め、市民の意見などを踏まえて、次のような取り組みを進めます。

- ・ 要支援、介護者を対象者ごとに支援する制度を検討します。
- ・ 認知症などの要支援者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- ・ 子ども（園児等）たちと要支援者との交流会を開催します。

誰もが暮らしやすい地域社会へ向けて市民とのネットワークを強化するとともに男女共同参画社会の実現のための総合的な推進体制づくりを行います。

1 市民との協働による推進体制の充実

【現状と課題】

総合戦略書におけるまちづくりは、「市民協働」を市の方針としています。市の積極的な事業展開のために庁内体制を充実させる必要があります。

また、安心して暮らすためには、防災・防犯・交通安全などにおいて地域と連携を図る必要があります。

このようなことから、市民協働による体制づくりや防災等における地域活動との連携が、今後さらに重要となります。

【目指すべき方向】

- ① 市民と市役所（行政）の双方向での情報提供や事業提案などを進めていきます。市民への一方的な情報提供にとどまらず、市民からの意見や情報を共有して施策へ生かすとともに、市民からの事業提案などを活用していきます。また、防災計画、市民協働計画など市で策定する計画において、本計画の趣旨を反映させるよう連携します。
- ② 地域コミュニティ及び市民ネットワークの構築を図ります。地域での支援や活動を充実させるために、これまで培ってきた「地域での絆」を継承しつつ暮らしやすい地域コミュニティを再構築していきます。また、市民ネットワークを構築して市の課題に「市民力」で対応していきます。
- ③ 男女共同参画の視点に立った地域防災・復興体制の構築を図ります。日頃から地域での防災活動を進めるとともに災害、復興時における救護や避難の場では男女の支援ニーズに沿った体制を地域と共に整備していきます。

2 他団体との協働による推進体制の充実

【現状と課題】

女性活躍推進法の趣旨に沿って、市役所と市役所以外の団体間での連携や協働などの積極的な展開が必要となっています。

【目指すべき方向】

- ① 事業所との双方向での情報提供や提案を進めます。
市内事業所等との連携により、双方向での情報提供や行政への施策提案を受けて本計画の実施計画等へ生かすような取り組みを進めていきます。
- ② 国や県、他の市町村との連携を進めます。
国や県での制度・施策に対する理解を深めるために、引き続き連携を進めていくとともに、他の市町村の施策等を参考とするために情報に関する連携を進めていきます。
- ③ NPO、地域団体等の育成及び連携を進めます。
関連するNPO 法人や地域団体等の設置を支援するとともに、連携による情報共有や課題の検討、施策展開などを進めていきます。

3 市役所内の推進体制の充実

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、市に設置を望む相談窓口は、女性の就業や起業に関するものが26.6%、女性のための相談窓口が22.2%、DVに関するものが15.0%、となっています。

■市民が望む相談窓口は

項目	男女計	女性	男性
女性の再就職や起業を支援する相談業務	26.6%	15.3%	11.3%
女性のための相談窓口の開設及び充実	22.2%	13.1%	9.1%
DVの防止や相談体制の充実	15.0%	7.2%	7.8%
男性のための相談窓口の開設及び充実	10.6%	5.0%	5.6%

また、市（行政）がやるべき施策は、「職場環境の改善56.9%」、「仕事と家庭の両立支援52.8%」「長時間労働の改善38.8%」「幅広い情報の提供35.9%」となっています。

■市民が望む 市（行政）のやるべき施策は

項目	男女計	女性	男性
男女が共に働きやすい職場環境の確保	56.9%	33.1%	23.8%
仕事と家庭の両立支援	52.8%	33.1%	19.7%
長時間労働の改善や休暇取得の促進など	38.8%	21.9%	16.9%
幅広い情報や資料の提供	35.9%	20.9%	15.0%

【目指すべき方向】

- ① 市（行政）において関係組織の設置及び運営を行い効果的な事業展開を進めます。
庁内関係部署による連絡会議を設置するとともに、本計画の進行管理のために引き続き推進組織を設置し運営していきます。
- ② 行政での相談体制を整備します。
様々な情報提供や多様な支援を行うため、行政に相談窓口を開設していきます。

第4章 実施計画（事業）

行方市男女共同参画基本計画を効果的に実施するために4つの基本目標に沿った実施計画（事業）を別途定め適切に運営していきます。

実施計画（事業）については、前計画の実施計画（事業）を十分に検証して、庁内担当課が主体となり策定します。

【基本目標1】

男女共同参画社会の実現をめざした意識づくり

【基本目標2】

すべての人が自分らしく活動できる社会づくり

【基本目標3】

すべての人が健やかで安心できる環境づくり

【基本目標4】

男女共同参画社会の実現のためのしくみづくり

第5章 計画の推進と進行管理

1. 計画の推進体制

男女共同参画社会の形成を図るためには、本市の現状と現在の社会背景を踏まえた取り組みを実施計画として、総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

また、市（行政）が直接実施する施策だけでなく、市民、事業所、関係団体等が主体的に取り組むことで、より暮らしやすい行方市の環境づくりにつなげることができます。

以上のことから、庁内関係課による連絡会議を設置して事業推進するとともに、引き続き推進組織により進行管理を行っていきます。さらに、市民、事業所、関係団体等と連携する組織等を設置することや市からの情報提供、情報発信などを行っていくことにします。

毎年度、実施計画（事業）の進捗状況を以下のP D C Aサイクルにより調査確認して、計画の評価・改善を行っていきます。各項目では、現状把握（R：リサーチ）の概念を取り入れて常に検証することになります。

- 計画（P L A N）：各事業の方策、目標数値を設定する。
- 実行（D O）：計画の内容を踏まえて事業を実施する。
- 評価（C H E C K）：目標に対する成果及び実施方法等を検証し評価をする。
- 改善（A C T I O N）：評価を踏まえて計画を見直す。

